

一珠会規約

1. 当会は曹洞宗常仙寺(以下、当寺という)の永代供養の会であり、当会員の永代供養を目的とし、一珠会永代供養塔（六角塔と観音合祀墓 以下「当永代塔」という）をもって、その共同墓地とする。(目的)
2. 当会および当永代塔の管理運営の責任は当寺住職が負う。(管理運営の責任)
3. 会員とは当寺を菩提寺とし、当会による永代供養を希望し、それぞれ所定の手続き(別紙に記載)の上、当寺の役員会が会員であることを認めた者をいう。(会員の規定)
4. 会員は曹洞宗教義を信奉し、当寺に帰依し、当会・当永代塔の仏縁を介して、益々の信心の養成に励むように努める。(会員の義務)
5. 当寺に墓地を持つ檀家は、その墓所の返還(永代使用权の返上)をもって、当会の永代供養の納入金に代替できる。(墓所返還)
6. 当永代塔への遺骨の埋葬完了以後をもって、当会による故人に対しての永代供養の開始とする。(永代供養の開始)
7. 会員の遺骨は、実際の埋葬期間の年月にかかわらず、故人の三十三回忌法要のち(逝去から32年後) 観音墓へ合祀を基本とする。(合祀)
8. 一旦納められた納入金の返還には応じない。(納入金の返還)
9. 原則として埋葬後の遺骨の返還には応じない。(遺骨の返還)
10. 当寺域内での異教による祭祀行為は禁止する。(異教)
11. 当寺域内での不可抗力による天災、事故、盗難などによる被害について、管理運営責任者並びに当寺はその責任を負わない。(免責事項)
12. 当会会員として供養を受ける権利は、譲渡できない。(権利譲渡)
13. 会員は当規約に違反した時、入会后異教へ転じた時、当寺・当会・他会員に対し不利益や迷惑な行為があった時、役員会の請求に応じ速やかに退会しなければならない。(退会請求)
14. 会員として当会に届け出ている姓名・生年月日と埋葬許可書あるいは改葬許可書(火葬時・改葬時、役所が発行)のそれが一致せず当会員と確認できない場合、当会での埋葬供養を受け付けない。(永代供養の拒否)
15. 会員に対して、当会・当寺が強制的な寄進・寄付を募ることはない。また当永代塔について入会以降の墓地管理料の負担はない。(寄進寄付および管理料)
16. この規約に記載されていない事項が発生したときは、社会通念に則して、役員会が勘案し、決める。(規約に定めのない事項)
17. 本規約は、現行の法律が改定された場合、または管理運営上の必要があるとき、または規約の条文が実状に合わなくなった時は、役員会が改定することができる。(規約の改定)

曹洞宗石雲山常仙寺
東京都杉並区和田1-68-11
TEL 03-3381-1206